

平成 18 年度 第 9 回 規制改革・民間開放推進会議 議事録

(本議事録は、議事概要を兼ねるものである。)

1 . 日時 : 平成 18 年 12 月 6 日 (水) 9 : 30 ~ 10 : 57

2 . 場所 : 永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

3 . 出席者

(委員) 草刈隆郎議長、鈴木良男議長代理、志太勤、中条潮、八田達夫、本田桂子、安居祥策各委員、大橋豊彦、福井秀夫各専門委員

(政府) 佐田大臣、林副大臣、岡下政務官

(事務局) 河内閣審議官、田中規制改革・民間開放推進室長、井上参事官、黒岩参事官、岩佐企画官、岩村企画官、萬谷企画官

4 . 議事次第

(1) 答申案文審議等について

(2) その他

5 . 議事録

草刈議長 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので「平成 18 年度 第 9 回 規制改革・民間開放推進会議」を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中を佐田大臣、岡下政務官に御出席をいただいております。後ほど林副大臣にも御出席いただけると聞いております。

なお、佐田大臣は、年末の公務多忙の中をわざわざ来ていただきましたが、ごあいさつで御退席ということになります。

林副大臣は、後ほどおいでになる予定でございます。

また、9 名の委員、専門委員にも今日は御出席をいただいております。

早速でございますけれども、開会に当たりまして、佐田大臣よりごあいさつをちょうだいできればと思います。よろしく願いいたします。

佐田大臣 おはようございます。担当大臣の佐田でございます。委員の皆様方におかれましては、本当に連日大変な御努力を賜わりまして、いよいよとりまとめに向けて頑張っていることを心から感謝を申し上げる次第でございます。

我が省におきましても、規制改革・民間開放推進会議は、まさにメインの審議会でもありますし、それから出される皆様方の結論につきましては、我々もしっかりと実現をするために努力をしていきたいと、かように思っております。

いろんな問題がございますけれども、今回の安倍政権におきましても、まさに規制改革はメインの仕事でもありますので、どうか、これからも皆様方の御努力を賜わりまして、しっかりとした答申が出されることを心から御祈念し、また繰り返しになりますけれども、我々もしっかりと、あらゆる方面に働きかけをして、実現方に向けて努力をしていきたい

と、かように思います。

本当にありがとうございます。今日もひとつよろしくお願いします。

草刈議長 佐田大臣、どうもありがとうございました。それでは、どうも。

(佐田大臣退室)

草刈議長 最終答申のとりまとめは、今、佐田大臣からありましたけれども、いよいよ大詰めということでございます。現在、各省庁と皆さん協議をいろいろ行っていると思っておりますが、答申案文も最終的な詰めということで、終わろうという状態だと思っております。

いろいろと大臣もお力添えをいただけるということなので、引き続き必要な場合には大臣にも直接お願いするという場面もあって構わないと思っておりますので、どうぞ、最後の段階で実のあるものにしていただければと思っております。

(報道関係者退室)

草刈議長 本日の議事に入ります前に、若干御報告をさせていただきます。

先般、新たに当会議の委員として御参加をいただくことになりました、中条先生、八田先生のお二方ですけれども、中条委員には、IT・エネルギー・運輸ワーキングに、そして八田委員にはIT・エネルギー・運輸ワーキングと住宅・土地ワーキンググループに御参加をいただくということに相なりましたので、御承知をお願いいたします。

御両者には御了解を得ておりますけれども、何といたっても残り時間があとちょっとということですが、何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。今日は、お手元にお配りしてあります最終答申の原案について御審議をいただくこととなっております。

目次をごらんになっていただければわかりますように、答申の構成といたしましては、前回の会議で議論いただきました骨子案に従って、第I章というのがあります。第I章では、これまでの当会議の活動の総括、そして、今後の規制改革の方向性について述べております。

第II章では、今後の規制改革の推進に向けた課題を述べ、第III章で各運営における具体的な規制改革の、いわゆる成果物を含めた記述をするという段取りになっております。

最初に各ワーキンググループの主査から答申の各部分について、その内容と各省との協議状況を御報告いただいて、その後、意見交換ということにしたいと思っております。

お断わりをしておきますが、今日お配りをしました答申の原案と会議の議事録については、最後の段階ですので、当面の間非公表とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、ちょっと注意をお願いしたいんですが、今朝新聞等で、この会議の方向性あるいは目次の中がほんの少しですが、新聞に出てしまっているという部分があります。これはくれぐれも取扱いに注意していただかないと、ほかの方に御迷惑がかかりますので、よろしく御注意をお願いいたします。

では、案文の第III章の順番に従って、ワーキンググループの主査から御説明いただき

まず、第 I 章のところも、もし何か御意見がありましたら、どうぞ後で御議論をしていただきたいと思います。

まず、第 III 章の具体的施策について説明をいただいて、第 II 章の今後課題という II 章、II 章の順番で、それぞれ目玉になっている部分を中心に御説明いただいて、各アイテムごとに恐縮ですが、4 分以内ということをお願いをしたいと思います。

まず、鈴木議長代理から横断的的制度分野、ここから皮切りでお願いしたいと思います。
鈴木議長代理 それでは、御報告させていただきます。

最終答申におきましては、横断的分野としまして、これまで基本ルールワーキンググループと、官業民間開放ワーキンググループの 2 つの分野でやっておりましたが、それを併せて記述しております。

まず、規制の横断的なルールづくりや見直しですが、この分野における一番大きな課題は、全省庁の法令に基づく規制や通知・通達の一律かつ定期的な見直しの推進であります。

夏以降実施しておりました膨大な通知・通達の調査、法律の見直し周期の設定に関する調査につきまして、各省庁から調査結果が順次提出されておりますので、その内容も踏まえつつ、答申の案文を作成しております。

そのほか、R I A、規制の影響分析の義務づけの推進、ノーアクションレター制度の見直し等についても記述しております。

内容につきましては、中間答申の際に、既に実施的な協議はほぼ終了しておった内容が多いものですから、法令や通知・通達の調査結果のとりまとめにつきまして、現在、各省庁と調整を行っておるところであります。

ちなみに、膨大な調査というのは、例えば通知・通達につきましての周期的見直しの問題につきましては、1,814 の所管法律の中から見直し対象となるものが 400、対象外が 1,300 という結果を得ております。

また、通知・通達等についての効力、これを我々は外部的効果を有するもの、つまり強制力のあるもの、それも A 1、A 2 と、これはこの前から説明していますので繰り返しません、それと B とに仕分けておるわけです。B というのは拘束力のないものです。これは総数 3,135。A 1、つまり行政手続法にいうところの審査基準あるいは不利益処分の対象になるのが 768。A 2、そのほかのもので拘束力があるものは 443。B、つまり拘束力のないものが 1,924 というのが現在の結果です。

なお、これについては、現実にそれがそのとおりかどうかということは、更に精査する必要がございますので、今後の課題として、今出ている仕分けの内容の審査ということに入ろうかと考えております。これは見直し周期についても同様です。

次に、資格制度につきましては「あじさい」の要望におきまして、事務系独占資格の隣接業務の開放要望が多数寄せられていたことを受けて、事務系独占資格へのアンケート調査を実施いたしました。

この結果を踏まえまして、今年度は、社会保険労務士の簡易裁判所での訴訟代理権、そ

れから出廷陳述権の問題、それから資格者の「一人法人」の問題について検討を深めてまいりました。

また、新司法試験につきましても、法科大学院出身者の合格者が実際に出てまいりましたので、現状における会議としての見解を整理しております。

これらにつきましても、ほぼ各省庁とも案文については合意しておりまして、細かい表現その他について更に詰めるところはございますが、ほぼ調整は終了しております。

3番目に官業の民間開放につきましては、本年度は年度後半から独立行政法人の資産圧縮や検査、登録、研究等の業務の民間開放の観点から関係する官僚や独立行政法人を対象として審議を進めてまいりました。

独立行政法人の資産圧縮につきましては、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、それから都市再生機構を取り上げて、民業圧迫等の観点から業務の必要性を精査し、その資産圧縮の方法論を含めて検討を行ってまいりました。

検査、登録、研究業務につきましては、運輸ワーキンググループと合同で自動車検査や自動車登録業務の規制改革・民間開放についての検討を行うとともに、農業ワーキンググループとの合同で農薬検査所、肥飼料検査所、種苗管理センターの業務の規制改革民間開放についての検討を行いました。

また、労働政策研修機構や日本学生支援機構の業務につきましても、この業務を国や独立行政法人で行う必要性について検討を行いました。

これらの事務・事業につきましては、10月以降1次ヒアリング、対象によっては2次ヒアリング及びひざ詰め折衝を実施いたしまして、担当省庁との調整は、現在終了しております。

11章の問題意識につきましては、各先生から多数の御意見をいただいとりまとめをさせていただきます。関係された先生方に対しては、御尽力、御協力をいただきましてありがとうございました。

国・地方の分野につきましては、国の地方に対する過剰関与の問題は、地方ごとに異なる規制、手続の合理化などの論点から検討を進めてまいりましたが、後半におきまして、国の過剰関与につきましては、地方が行う福祉のまちづくりに関する国の関与、防除作業に関する国の関与の問題について、地方公共団体の規制合理化につきましては、公共工事の入札手続の合理化、指定管理者制度の運用状況の問題について、それぞれ関係省庁からのヒアリングを実施したところであります。

これらにつきましては、既に各省庁とも案文について合意を終わっておる次第です。

以上、横断的・制度的分野についての状況を申し上げます。

以上であります。

草刈議長 ありがとうございます。それでは、福祉・保育分野、これは白石主査が欠席ですので、事務局からお願いいたします。81ページですかね。

岩村企画官 「2 福祉・保育分野」について御報告させていただきます。

資料の 81 ページからなんですけれども、福祉・保育分野に関しましては、保育分野について 5 点、ただいまのところを検討しております。

この 5 点につきましては、基本的には保育サービスを利用者がニーズに応じて、自由に選択できる環境の整備。

こういう観点から、1 つは、10 月に導入されました「認定こども園」、この制度が広く普及するよう、手続の簡素化を図る。これが 19 年度措置ということで、今、調整中でございます。

更に「認定こども園」の実施状況を把握、評価して適宜制度を見直すということで、これは適宜ということでございますので、19 年度以降ということになるかと思っております。

2 点目なんですけれども、例の直接契約方式への導入、これにつきましては、現在のところ「認定こども園」の実施状況を踏まえ長期的に検討という形になっております。

一方で、現行の機関補助方式から利用者への直接補助方式への転換につきましては、これも長期的に検討ということで、併せまして、当会議が従来より主張してまいりました育児保険の創設、これにつきましても、長期的検討という形で、現在のところ最終調整を行っております。

2 つ目の柱、福祉分野でございますけれども、これは生活保護の受給者に対する自立支援機能強化ということで、これは実際に生活保護を実施している地方公共団体の現場においては、ケースワーカーが受給者が増えている状況の中で、不足しているという実態もございまして、でき得る限り外部の知見なり、外部のリソースを活用できるよう、現在のところ、国としての活用事例をとりまとめてはどうかということで、その方向で答申をまとめるべく、ただいま厚生労働省と調整中でございます。

福祉・保育については、以上でございます。

草刈議長 では、続いて雇用・労働問題、黒川主査が御欠席ですので、事務局の方からお願いします。

岩村企画官 続きまして「3 雇用・労働分野」について御報告させていただきます。

お手元の資料の 85 ページ以降なんですけれども、雇用・労働分野につきましては、多様な働き方であるとか、それから仕事と育児の両立支援であるとか、再チャレンジに資するというような改革が必要である。

一方で、若者、女性、高齢者も意欲を持って能力を発揮できるような環境の整備が必要だということです。

こういった観点から、大きく主要なポイントといたしましては、1 つは労働契約法制の整備ということで、これは労使自治を尊重した公正で透明な民事ルールの明確化ということで、まさにこれは、現在、厚生労働省の労働政策審議会の方で御審議されている内容でございますので、その状況も踏まえつつ、答申に書き込めることを書いていく。

併せまして、労働時間法制につきましても同様に、現在、審議がされている状況でございます。この中身は、基本的には労働時間にとらわれない働き方。よく言われる、ホワイ

ト・カラー・エグゼンプションの導入であるとか、こういったことについても審議状況に合わせまして、答申の内容に盛り込んでいくということで、現在、調整中でございます。

更に派遣でございます。派遣につきましては、従来より当会議が主張してまいりました、いわゆる事前面接の解禁。それから、雇用申込み義務の見直し。

この雇用申込み義務があることによって、派遣労働者の、いわゆる働き方が若干阻害されているんじゃないかという御指摘もあるところでございまして、この問題についても答申に書いていくということです。

これらにつきましては、19年度、検討、結論という形で、何とか答申に書けるよう、現在、最終的な調整を行っている状況でございます。

以上でございます。

草刈議長 ありがとうございます。では、続いてIT・エネルギー・運輸を鈴木議長代理からお願いします。

鈴木議長代理 「4 IT・エネルギー・運輸分野」は、お手元の90ページからであります。

問題点は、前から説明しておりますが、公共放送としてのNHKの在り方の見直し、これが1点。

2番目に放送事業に関する規制の見直し。

3番目が通信事業における競争の促進。

4番目が通信・放送の融合に対応した制度の整備。

こういうことであるわけですが、結論といたしましては、内容全文について関係省庁との調整は終了いたしております。

なお、公共放送としてのNHKの在り方について、我々が主張しておりましたのは、1つのポイントとして公共放送というもののの中で、本当に必要なものと、そうではなくて、一般的な娯楽性のものだとか、そういうものを区分して問題を考えるべきではないかということを提言し、またディスカッションをしてまいったわけですが、この点につきましては、問題意識のところでも触れるという形にしております。

更に、通信事業における競争の促進の中で、やはり一番問題になりますのは、NTTの在り方ということがあるわけです。これについて、先般の与党合意におきまして、閣議決定されたのは、2011年以降検討するということでもありますので、問題意識で触れさせていただいております。

次に、エネルギー分野につきましては、電気事業分野における自由化範囲の拡大という問題で、御案内のように、全面自由化というものを1つの目標として、現在、高圧段階までの自由化が進んでいるわけですが、平成19年度、つまり来年から始まります検討、見直しにおいて、その範囲を全面自由化にするのかという問題について検討が開始されるわけですが、その検討に当たって留意すべき問題点を指摘して、少しでも競争が活性化するようにということを主目的としております。

2番目が原子力発電に係る規制運用の見直しでして、いずれにいたしましても、炭酸ガス問題、あるいは京都議定書の問題等々があって、原子力発電の建設あるいは改造が急がれておるわけですが、これに対する提言をいたしております。

更に、ガス事業分野におきましても、自由化が相当進んでおりますが、まだ10万立方米というところを限界にしておりますので、それを更に一層下げることにはできないのか、こういう問題意識から提言しております。

案文につきましては、おおむね解決をいたしておりますが、残っております問題は、1つか2つございますけれども、いずれにしても、これを解決する考えであります。

運輸分野につきましては、今年度は、これは昔からの話なのですが、内航海運の暫定措置というのがあります。それまではスクラップ・アンド・ビルドというやり方で長くやってきたわけですが、つまり1トンスクラップしないと、1トンのものはつくってはいけないというルールの中で需給調整をやってきたわけですが、これは数年前に廃止しました。ですが、その廃止の後の緩和措置というので、スクラップをした人に対しては交付金みたいなものでお金をあげる。それから、ビルドする人からはお金を払ってもらうという仕組みでやってきているのですが、この関係ではスクラップが当然先行いたしますので、相当度の累積的な赤字と申しますが、支払超過が起こっているのが現状で、この回収には相当の時間がかかると予想されるわけです。この関係について、これ以上赤字を累積させない。つまり、政府保証をそれ以上増やさないということ。これを目標として着実に早く回収を終了して、このような経過的な制度を早く終了させるようにということを主眼といたしております。

羽田空港の発着滑走路が今度完成するわけですが、第4滑走路の発着枠配分につきましては、方式について、恣意性とか裁量性が入らないように、数値化した基準をベースとして、を配分すべきであるという視点と、それから新規参入者に対する優先的な措置ということを提言の内容といたしております。

IT・運輸・エネルギーに関する御説明は、以上です。

草刈議長 ありがとうございます。続いて「5 競争政策・法務・金融分野」、これは神田先生が御欠席なので、事務局からお願いいたします。

続いて「6 生活・環境・流通分野」、これも矢崎主査が御欠席なので、事務局から続けてお願いいたします。

萬谷企画官 それでは「5 競争政策・法務・金融分野」でございます。

これにつきましては、金融庁を始めとする関係省庁と直接ヒアリング、案文折衝を一つひとつの事項について行いまして、基本的には関係省庁と合意に達しているという状況でございます。

主な中身を御紹介いたしますと、104ページでございますけれども「(2)法務」の「民法及び商法における法定利率制度の見直し」でございますが、法定利率制度につきましては、明治以来、基本的には実質上100年余りの間改正されてこなかったということで

ございますけれども、海外のフランス、ドイツとかの情勢を踏まえまして、今般、見直しに着手するというところにしたところでございます。

また、106 ページでございますけれども「 包括的な消費者信用法制の整備」でございます。

これにつきましては、現在では消費者信用分野あるいは販売信用ということで、それぞれ関係省庁は縦割りの状況になっているところでございますけれども、このたび貸金業法の改正になったことを踏まえまして、当面消費者信用分野につきまして、消費者金融との整合性を視野に入れながら具体的な法制整備を進めまして、更にの先に共通化すべき事項について、法制面での統一を図るということを見据えまして、整備を図っていくということにしているところでございます。

また、続きまして「 協同組織金融機関(信用金庫・信用組合)に関する法制の見直し」ということでございます。

これにつきましては、平成2年に当時の審議会から提言がなされておりますけれども、それ以後、検討が休止しておいた状況でございます。

この問題につきましても、業務の面、ガバナンスの面について、総合的な観点から見直しを検討するというところでございますが、その際、信用金庫、信用組合ならではの優遇措置といったものがございまして、その点について、十分検討も加えながら考えていくということとしているところでございます。

更に、金融分野につきましては、このほか「あじさい」「もみじ」の関係でいろいろ要望が出てきておりますので、これらにつきましても、可能な限り答申に反映できるものは反映するという観点から臨んでおりまして、全体で20ほどの項目を載せることができたという状況でございます。

引き続きまして「6 生活・環境・流通分野」について御説明をさせていただきます。答申の115 ページからになります。

生活・環境・流通につきましては、環境分野と保安分野の2つに分かれておりまして、まず「(1) 環境分野」につきましては、環境省等の関係省庁と鋭意折衝を重ねてきたところでありまして、項目によって合意に達しているものもございまして、なお、引き続き調整を行っているという状況でございます。

具体的には、 のエネルギー利用の推進でございますが、これについては、廃棄物の熱回収という観点から当初検討を進めてきておりましたけれども、更に広くエネルギー利用の推進を図るという観点から支援策について幅広く検討して推進していくというふうに行っているところでございます。

につきましては「木くずの運用の明確化」ということで、やや具体的な事柄でございますけれども、これについては、木くずの再利用ということが、環境問題の観点からも重要になっているにもかかわらず、都道府県によって運用がさまざまになっているという状況でございますので、その辺りの取扱いについて明確化すべく19年度中に措置ということ

としているところでございます。

116 ページ「(2) 危険物保安分野」でございますけれども、これにつきましては、昨年来から性能規定化ということについて取り組んでおるところでございます。今年度は、その一環といたしまして、具体的には消防器材の大容量泡放射システムというものに着目いたしまして、その性能規定化を来年度措置すべきということで検討されているところでございます。

以上でございます。

草刈議長 ありがとうございます。「7 国際経済連携分野」、安居主査からお願いいたします。

安居委員 私の方は 117 ページからでございます。

まず、(1) の在留外国人の入国後のチェック体制、いわゆる在留管理の問題。それから(2) 番目の研修・技能実習制度の法令整備というようなことについて、いろいろ協議をしております。内閣官房、警察、総務、法務、経済産業、この6つの省に来ていただいて、11日に、ワーキンググループを開催して、最終的にまとめていきたいと思っております。

在留管理問題と研修・技能実習制度の問題につきましては、今年度中に結論を出すということを閣議決定をいただいているんですけれども、厚生労働省辺りも審議会をつくってやっております。どうも12月末までに間に合うか、間に合わないかというのは、やや微妙なところでございます。

何とか期日としては3月末というのは変えられませんので、体制が固まっていれば、それを今度の答申に入れたいと思っております。

問題は、在留管理につきましては、外国人のいろんなデータをつくるわけですが、住民基本台帳をうまく活用できないかと、つまり新しいシステムをつくると、また高く付くということもございまして、それをベースにして、例えば医療保険の未加入の問題、あるいは義務教育に就学していない児童や生徒、こういうような現在の問題も何とか解決できないだろうかということが、1つ問題です。

もう一つが、研修・技能実習制度ですが、これも1年目は特に労働者ではないということで、研修生で教育という形で手当になっているんですけれども、どうもこれが悪用されたり、いろんなことがございます。やはり法的にきちんと保護をするという必要があると思っております。この、 番の問題について、今、詰めているという状況でございます。

この辺は、総務省に自治行政局というのがあるんですけれども、住民基本台帳の扱いとか、そういう点については、今のところ突き当たっているというところでございます。

(3) は「『技術』、『人文知識・国際業務』の運用の明確化」ということ。

(4) は「外国人介護福祉士の就労制限緩和」。

その後ちょっと飛びますが(8)の「現在は専門的・技術的分野とは評価されていない

分野における外国人労働者の受入れ」。これはいわゆる高度技術者と研修と、この間が何もないということに関連してでございます。

この受け入れ範囲の拡大ということで、今、いろんなディスカッションをやっておりまして、特に国家資格に着目しながら整理するということで進めてきているんですけども、なかなかイエスということになりません。特に高卒で、例えば日本語2級の試験を通ったひとというようなもののカテゴリーに対してもしているんですけども、突き当たっております。来年以降の課題に議論せざるを得ないと思っております。その場合は、第11章の方に書かせていただこうと思っております。

ただ、いずれにしても、現在ございます技術、人文知識・国際業務、こういうカテゴリーのものについて、これは運用幅が相当ありますので、その運用の明確化透明性ということを図っていきたいと思っております。

(5)(6)(7)でございますが、これは受入れ要件とか、あるいは申請手続緩和ということでございまして、(5)は既に中間答申での合意でございます。

(6)(7)もEUからもいろんなニーズが出てきていますので、これもできればまとめて、今度の答申に入れていきたいと思っております。

以上でございます。

草刈議長 ありがとうございます。では、続いてまいります。「8 医療分野」、鈴木議長代理、お願いします。

鈴木議長代理 医療につきましては、大きな問題については、昨日協議をしまして、おおむねこの案で厚生労働省と合意を得ておりますが、なお用語、言い回し、などの点について若干これから協議する分を残しているわけであります。

130 ページです。

「(1)医療従事者の資格制度の見直し」につきましては、1つは、お医者さんというのは、やはり人の命を預かるわけですから、資格制度の内でも技術分野においては一番重い。もう一つは、公認会計士、これは不祥事の問題もありますが、事務分野では、やはり重い資格ではないかと思えます。

したがって、そういう資格というのは、一旦取ったら未来永劫まで有効であるというのはどうかという問題があると思えます。資格制度については、どんな資格でも死ぬまでというのはどうだろうかという問題は大なり小なりであるわけですが、そういう問題を含んでおりますが、医師については、にここにも書いてありますように、資質については、専門的かつ客観的に定期的なチェックをするための取組みを推進するということで決着しております。

更に、お医者さんの世界では、専門医制度という、これは公の資格ではありませんが、例えば小児科だとか外科という専門医のシステムというのが、特に諸外国ではかなり発達しており、日本でもそのような取組みをする必要があるのではないかという問題があるわけですし、これを公の資格として設定するのは、今の時代にふさわしくないから、したが

って、民間の自主的な仕組みの中でやるということにしております。

しかし、それに対して政府が無関心であるというのも、いかがなものかということで、これを政府がバックアップするという関係で、専門医制度をつくっていくということを提言しておるわけです。

これは、資格の中では、例えば建築士などでも、構造とか意匠という資格区分をもしやるならば、こういう専門医制度的なやり方をしていくのが肝要ではないかと考えております。

それから、医療従事者の労働者派遣ですが、これはなぜか知らないけれど、医療従事者というのは派遣禁止職種の中に入っておるわけです。港湾労働者、建設従事者、警備の職というものに加えて、医療従事者が派遣労働の禁止職種に入っている。これはちょっとさすがにアウト・オブ・デートで、サラリーマンのホワイトカラーも派遣労働ができる時代ですから、これについては、もう見直す時期であろうという事で、この労働者派遣を可能とすべく検討として結論を得るべきだということで、派遣者労働を解禁するという方向性を合意いたしております。

一番問題だった株式会社による医療経営です。医療の分野では、もともと株式会社問題、混合診療問題あるいは中医協問題、その外いろんな問題があったわけですが、株式会社問題を除くそのほかの問題につきましては、昨年度までにほぼ解決してまいったわけでありまして、保険者機能の強化の問題、あるいはレセプトのオンライン化の問題も含まれます。これらはいずれも医療改革に対して、今後、重要な意味があるわけですが、株式会社問題は、これは現段階では残念ながらこれをやっておりますも、神学論争以上にはならないということでもありますので、我々は株式会社病院論に対して、何も病院はすべて株式会社になれと言っているわけでは毛頭ない。希望する人がいて、その人が株式会社形態というマネジメントの形態を希望するのだったら、それをばむ理由がどこにあるのだと、ただ、それを言っておるだけの問題です。

それと、株式会社と言っておりますときには、いわゆる八百屋の株式会社といったは語弊がありますけれども、そういうことを言っておるわけではないのであって、近代的な株式会社のガバナンス、そういう経営形態、経営方式を想定しておるわけですから、したがって、ある一定規模以上のものであって、それは何かというと、上場基準に合致するようなものであり、そしてディスクロージャーがきちんとされているもの、そういうところだったら、余剰を恣意的に使うということとはできないわけですから、そういうところに対しては認めるべきと言っているだけの話なのです。だが、これがなかなか医療界の人にはわかっていただけないわけです。これがわかっていただけたときは、まさに医療の世界が本当の新しい時代というのを認識して、改革が行われていくのではないかと、そういうことを問題意識の中で書きまして、この問題は更に今後の検討に委ねていくということにせざるを得ませんので、そうさせていただきます。

ただ、特区におきましては、株式会社は7つの高度先進医療について認められることに

なっておりますが、実は、7つというのは、それぞれがばらばらですから、1つの株式会社で7つのうちの2つをやるというようなことは起こりえません。

したがって、これは私に言わせると、株式会社が特区においてできないものとするための仕組みといってもあえて過言ではないと思うわけですが、当面の問題としては、7つに限らず、そのほか希望があったもの、あるいは厚生労働省においてもそういう希望を調査した上で、高度先進医療の範囲を広げることをやっていただくというのを当面の問題としてやっていただくという事しております。

それと、また株式会社の経営という中での、例えばガバナンスの在り方で、社外役員とか、そういうような中立的な意見を取り入れるシステムを現在の医療法人の中にも取り込むということを当面の措置として、最終的には株式会社論が神学論争から地上の論争になってくることを期待しております。そのときが、医療改革が本当に行き着いたときだと思っております。

そのほか、高度技能を有する外国人医師の受入れというのは、まとまっておりますし、それから後発医薬品の使用促進策のさらなる推進という問題、あるいは国際共同治験制度の問題、欧米で承認された医薬品の本邦における承認の促進の問題、それから地域に貢献する医療機関における診療報酬の在り方の問題。もう少し詰めなければならないという点は残してはありますが、基本的な考え方としては、昨日をもって、ほぼ共通の認識になっておるということを御報告させていただいて、医療の説明とさせていただきます。

以上です。

草刈議長 どうもありがとうございました。続いて「9 教育・研究分野」、これは私から申し上げます。

教育のところは、省庁との詰めが、まだ余り進んでおりません。というのは、できるだけ早く公開討論をやりたかったんですが、それがあちらの都合もありまして、昨日ようやくできたということですので。教育分野の中心的テーマということで、学校選択の普及促進、学習者による教員評価、学校評価の確立ということで、公開討論をやりました。

先月、内閣府が実施した教育委員会や保護者に対するアンケートというのがありますが、我々の会議と文科省との間で合意している学校選択の関連、それから教育評価、学校評価、こういうものがちゃんと教育現場に下りているのか、あるいは伝わっているのかということをお問うた結果が出たんですが、遺憾ながら全然浸透していませんというのが結論で、これで、要するにあなたたちは何をやっているんですかと、しっかりやってくださいという話をしたわけでありまして。

これは、今から折衝をして、第111章のところに書きたいと思っております。

そして、昨日の公開討論の中で、やはり昨今社会問題として深刻な状況になっているじめの問題について議論をしないというのはうそになりますので、昨日大分議論いたしました。我々は、まさにこちらが提言している学校選択の普及あるいは学習者による評価といったようなことが、学習者本位の教育を実現していくことが効果的な解決策ですという

ことで、そういう点から公開討論の場で、私から緊急対応の申入れというのを行いました。

1つは、学校選択という中で、既に3つのポイント、つまりいじめと通学の便利性、3番目はクラブ活動等、「等」というのは勉強も入っているんですけども、この3つの点について申入れがあった場合には、柔軟に対応していかなければいけないという通達を出しているんですけども、特にその中の今日的なテーマである、いじめ、これについての依頼が保護者あるいは学習者サイドからあった場合には、必修ということを担保しつつ、これはすべて受入れなければいけないと、こういうふうに通達しろというのが1点です。

2点目は、早く教員評価をやって、いじめを奨励するようなふざけた先生は排除するような仕掛けを早くつくれと、今年度中につくるべきであるという2点の申入れをいたしました。

それと同時に、いじめ緊急調査、つまりあらゆる生徒に対して、緊急調査をやって、いじめの実態を把握するようにやってください、予算がどうのこうのと言っていないので、そんなものは予算でやることにだれも反対しないんだから、早くやったらいいじゃないですかということを提案したんですが、もぐもぐ言っていて余りはっきりわかりませんでした。これはとりあえず預けて、1週間後に答えてくださいということになっております。それが公開討論ですが、この後、案文の方について言うと、公開討論で議論したテーマのほかに、教育バウチャーの制度について、つまり予算配分方式の変更というのをやっているわけですが、これは、さっき安居さんがおっしゃっていましたように、バウチャー制度の研究会というのがありまして、これが年度末までということになっています。年度末までというと、12月では間に合わないの、するすると逃げていくというところをどうやってつかまえるかというところがあるんですが、いずれにしても、その辺のことが1つ。

それから、教育委員会制度については、ちょっといろいろございまして、教育委員会で十分に機能を果たしていないということは事実でございますので、そういう指摘を踏まえて、教育行政の仕組み、教育委員会制度について抜本的な改革を行うべきである。これは前に閣議決定をしているわけですけども、そういうことを提言するにとどめてございませぬ。

第III章の具体的施策の後半の部分で、適正な研究費の配分という観点から、競争的研究資金の厳正な審査、評価体制の構築についても提言をしております。

第II章、つまり今後の課題というところで、教育改革に対する我々の基本的なスタンスは同じでございますが、その辺について、今、いろいろと書き込んでいるところでございます。取り分け、公立学校の指導力不足教員を現場から退出させるということが困難な状況なので、今の教育公務員の身分保証あるいは身分の問題についても検討する必要があるのではないかとというようなところも提言をしていくつもりでございます。

残された時間はわずかですが、そういう材料をベースにして精力的な折衝を行っていくつもりであります。

教育は以上ですが、農業については、南場主査が御欠席なので、事務局からお願いしま

す。

岩村企画官 「10 農業分野」について御説明させていただきます。お手元の資料 162 ページ以降になっておりますが、農業については、今回 9 点取り上げまして、この問題に関しまして、農林水産省並びに公正取引委員会、それから中小企業庁、こちらの方とは調整が済んでおります。

基本的には、借り手主体の農業と申しましょうか、最近土地を借りて農業をする方が主流になっているという点。

あと、生産・流通・販売といった、要するにつくるところから売るところまで、一体型の農業を営む人というのは増えておりますので、そういった方への支援拡充であるとか、あとは新規参入の促進。こういった観点から課を設定いたしまして、今回合意を見たということでございます。

主なものを御紹介させていただきますと、162 ページ「(1) 認定農業者制度の見直し」につきましても、形態を問わず、農業経営の発展に資する業態、これに対する支援を検討するということが 1 点。

もう一つ、認定農業者につきましても、いわゆる認定であるとか、再認定申請の透明化の確保という観点から、判断基準の公開であるとか、第三者機関の活用、それから更には現行の判断基準の明確化といったところを検討するということになっております。

続きまして、164 ページなんですが「(2) 農地の所有と利用の分離」ということに関しまして、農地の流動化であるとか、規模拡大、これが賃貸借のよるものが主流である、こういった実態を踏まえまして、利用者本位の農地政策としていくため、農地政策全般の再構築を検討する。

一方で、利用権の設定であるとか、農地のリース、こういったものが更に促進されるような環境整備が必要だということについても記述してございます。

続きまして、資料 171 ページの(5)でございますけれども、農業分野におけるファイナンスの問題でございまして、1 つは中小企業信用保証保険、これにつきましても、現在、農業は対象になっていない。食品加工であるとか、ここに記載されているような部分的なものというのは対象になっているんですが、いわゆる農業そのものについては対象になっていないので、そこら辺りの在り方を検討するということ。

併せまして、現在、農業信用保証制度というのがございますけれども、この対象を金融機関に制限があるということで、具体的には信用組合ということでございますけれども、この拡大を検討するというところでございます。

176 ページ「(8) 創業・事業拡大等への支援について」ということで、現在でも行われています。農業者における、いわゆる受入れ研修について、株式会社等々も含めまして、新たに農業に参入する方が研修を受ける場合の支援の充実を図る。

更には、農業経営全般を支援するといったところから、農政部局と中小企業政策部局との連携強化、こういったものを検討するという内容になってございます。

これ以外、農業委員会につきましては、新たな担い手が農業委員になれるような環境整備であるとか、農協につきましては、農業のガバナンス強化であるとか、監査の重要性、しっかりした監査をするといったことについても、今回、記述してございます。

農業につきましては、以上です。

草刈議長 ありがとうございます。最後は住宅・土地、これも黒川先生は御欠席ですので、事務局からお願いします。

萬谷企画官 それでは、最後に「11 住宅・土地分野」でございます。資料は180ページからになります。

住宅・土地分野につきましては、全部で6つの項目を載せておりまして、それぞれの事項についてワーキングにおいて鋭意ヒアリングを行っていただいておりますけれども、案文については、まさに今、調整中という状況でございます。

180ページの「(1) 不動産取引価格情報開示の推進」。これは信頼される不動産取引の公正ということで、非常に意味があることではございますが、今年の4月からインターネットを通じた、そういった情報システムが運用を開始しておりまして、非常に多くの方々から利用されているという状況でございます。

ただ、量と質の両面において、まだまだ充実を図っていく必要があるということから、4点掲げておりますけれども、それぞれ必要な措置について講じていただくというところでございます。

181ページにおきまして「(2) 登記制度の運用改善」というものでございます。

いわゆる中間省略登記という問題でございますけれども、昨年の法改正以前は、実態上として、そういった中間省略登記が少なからず行われていったということではございますが、不動産登記法の改正を契機といたしまして、事実上、困難な状況になっておりまして、そういったことが不動産取引の現場で、少なからず一緒になっているというような要望がございます。

このため、本来であれば、正面からそういった方策を認めてはどうかという御議論もございまして、当面の措置といたしまして、現行の枠内でも可能な取引形態について周知徹底を図っていただくという方向で調整をしているところでございます。

183ページの(5)に耐震関連のことがございます。この問題につきましては、このワーキングにおきまして、被災者支援法を始め、いろんな観点から御議論をいただいておりますけれども、その結果、当面、地震保険についても料率設定について、耐震性能に応じて設定を広げていってはどうかといったことから検討を行っていくという案文を出しております。

その他の事項を含めて、今、まさに調整しているところでございます。

以上でございます。

草刈議長 ありがとうございます。林副大臣、コメント等があったらどうぞ。

林副大臣 一言御礼とごあいさつを申し上げたいと思います。委員の先生方には、精力

的にワーキングでヒアリングをしていただきまして、嫌がる相手をここまで説き伏せていただいているということに感謝を申し上げたいと思います。

今日は、私、タウンミーティングも担当しておるものですから、その委員会で遅れてまいりました。恐縮でございます。また、本会議が10時から始まっております、もうすぐ裁決でございますので、すぐ失礼をしなければなりません、もう日にちがぎりぎり迫っておりますし、釈迦に説法だと思いますが、お役所とヒアリングをしますと、やはりぎりぎりまで、最後の期限が近づくとつれて大事な折衝になる、こういうのが役所の習いでございますので、今からが正念場であるという部分も随分あるかと思えます。是非、先生方、最後まで精査をお願いいたしまして、簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。

草刈議長 どうもありがとうございました。それでは、お時間までどうぞ御出席をいただきたいと思えます。

今、大体全部お話を伺いましたが、どなたでも結構ですから、御質問、御意見があればお願いします。いずれにしても、あと少しということで、できる限界があると思えますが、少しこういうのはおかしいのではないかと、あるいはもう少しこういうところをということを何でも結構ですから、どうぞ最後の機会ですから、お願いしたいと思います。

いきなり失礼ですけれども、今日、八田先生、中条先生においでいただいて、何かサジェスションでもあれば、お二方から何でも結構ですから、いただければと思えますが、おありになれば、どうぞお願いします。

中条委員 まだ、予備役から召集されたばかりで、最前線に出ていくためには、少しリハビリテーションをやらなければいけないという状況です。

各委員の先生、専門委員の先生、これは私も十分経験がありまして、大変な御苦勞をなさっているということによくわかっておりますので、間際になって、あれを入れる、これを入れるなどということを行うつもりは全くございません。もう少し頑張っていたきたいと思えますし、ワーキングでお手伝いできるのならお手伝いさせていただきたいと思えます。

単に手続的なことで、これから何かをやれという話ではなくて、ちょっと教えていただきたいのは、官業民間開放のところは、具体的に何を開放するかと、どこの分野を開放するか、そういう議論は今年はまだやっていないということなのか、それともここにはただ書いていないというだけのことなんでしょうか。

鈴木議長代理 書いてあるんですけれども、何せ分厚いからね。その箇所を明示しなかっただけなのです。何ページでしたか。

岩佐企画官 67ページです。

鈴木議長代理 67ページで、今年は14ほどの官業を取り扱っております。

これは、以前からずっと4年目ぐらいになりますか、やっております、累計しますと、全部で八百幾つの官業を取り上げて、そのうちから現在までに120～130やっております。

て、この14が加わると140くらいになってくる。

先ほど申し上げましたけれども、例えば鉄道建設・運輸施設保有機構、それから都市再生機構とか、日本学生支援機構とか、そういうのを今年は14ほど取り上げて、それぞれの民間開放という問題について提言をし、あるいは資産の圧縮という問題について提言をし、あるいは審査の在り方というものを提言しております。 章の中身に入っております。

八田委員 私も今回見させていただいて、随分前よりも進んだところが非常に多いんだなという印象を改めて持ちました。

それで、今度、住宅・土地分野についてお手伝いしろということですので、読んでみたところ、ペンディングのところは2か所あります。そのうちの一つに「通勤鉄道の時差料金制度の導入」というのがあります。これは、今、どういう状況かわからないんですけども、やはりピーク時には高く取って、混雑時の通勤客にオフピークに通勤してもらって、その代わり料金が安くなるオフピークには、家庭の主婦なんかはどんどん都心で買物ができるようにするという考えだと思えます。

これがどこまで進展するかにもよるとは思いますが、最後の問題意識のところでは、私はこれはイノベーションに絡んだ言葉が入ってもいいのではないかと思います。第三次産業中心の技術進歩が進むところでは、特にITや何かを中心としたところでは、都市で集積が起きるということが非常に重要です。イノベーションを推進するために都市をできるだけ有効に使うという観点から、この土地・住宅分野の規制緩和の大きな理由づけになるのではないかと思います。そのセットがあったらいいのではないかと思います。

草刈議長 ありがとうございます。その辺、何かありますか、あるいは黒川先生には、その辺のサジェスションをお話ししていただいて、あとまた対応を考えておいてください。

萬谷企画官 また、相談させていただきます。

草刈議長 何かコメントが新たにあれば、どうぞ。

福井専門委員 今の点は非常に重要なんですが、一番最近のヒアリングが一昨日行われたばかりなんですけれども、膠着状態になっています。

3点問題がございまして、担当課長の言明によりますと、そもそもの国土政策や、今、八田先生がおっしゃったようなイノベーションなど、要するに鉄道の事業という観点以外の観点は一切関係がない、ないし答える立場にないというスタンスを崩していないということです。

それは政策的な判断ではなくて、基本的には民鉄業者任せであり、そのニーズがない限り、国土交通省としては動くことができないという主張を繰り返しております。

更に、昨年合意しているレベルの閣議決定文書よりもさらに後退せよ、大幅にその記述を削除せよ、という意見が出てきていますが、これは現段階では論外の意見と判断しております。これについては議長、副大臣はじめのお力も得て、少なくとも昨年到達した合意の水準よりは前に進めるということについて、会議としても御尽力をいただければと思います。

草刈議長 去年はどういうところまでいったんでしたか。

福井専門委員 去年は、かなり具体的に書いてあります。「アンケートやヒアリング、海外事例の調査等が進められてきたが、なお検討すべき点が多い」ここまでは去年は先方が合意しているんです。それから、「実験的導入とか政策的意義、技術的課題の可能性等について、今後引き続き検討を進める」ということも合意済みであり、まさに検討を進めるですから、直ちに何かをやるというわけではないんですが、こういうことすらしたくないということだと問題だと思います。

草刈議長 要するに、てめえらはその立場にないというわけですか。

福井専門委員 国土政策ないし都市住宅政策の観点からのことは、鉄道部局では対応できないので、それは国土交通省として勝手にやってくれというに近い。要するに自分たち鉄道部局と国土省本体の人格は違うと言いたいようです。

草刈議長 要するに、自分達はその立場にないというわけですか。

福井専門委員 国土政策ないし都市住宅政策の観点からのことは、鉄道課では対応できないので、それは国土交通省で勝手にやってくれと、要するに自分たちと国土省の人格は違うと言いたいわけですね。

中条委員 相手はどこなんですか。

福井専門委員 鉄道局の業務課です。

八田委員 補足いたしますと、結局、通勤鉄道の混雑を緩和するためというのが1つの理由で、容積規制をしているわけです。

結果的に、都心の集積を抑えているわけです。

しかし時差料金制度によって通勤時間をずらしてもらって、うんと朝早く来てもらったり、10時から来てもらったりすれば、もっと大量の人が通勤できるわけです。したがって時差料金制度の導入と結び付けて、容積率の緩和をすれば、弊害なしにできるということです。したがって時差料金制度の導入は容積率緩和と、一体導入しなければ意味がない。

福井専門委員 鉄道だけで考えるのは、もともとナンセンスなんですね。

八田委員 そうです。

中条委員 逆に向こうがそう言うのであれば、むしろ交通の分野でやるという手もありますね。だから、例えば道路も当然あるわけで、道路の時間帯別の、例えば首都高その他に対する混雑料金をかけるとか、それからオフロードの駐車場、それからオンロードの駐車場、路上駐車について、今の罰金制ではなくて価格によって路上駐車スペースを配分するというやり方、そういったもの全部、そういうたぐいのものを集めて、これは一番最後に数行書いてあるだけなんですけど、実は物すごく大きな問題で、いろんな分野に関わる問題なんです。

それは鉄道局としては、鉄道事業についての話しかできないというんだったら、まずは鉄道についてやり、そして道路についてやるというやり方をやっていけばいいと思います。

福井専門委員 それ以前に、そもそも内容の検討すら去年並みにすらやりたくないとい

うことなのです。具体論に一切乗ってきていない状況なので、どこに書くか以前の段階です。

林副大臣 昨年は、検討するというのが入っていたわけでしょう。

福井専門委員 そうです。

林副大臣 昨年検討するというのが入っていて、何を検討したのかという御報告をいただいているんですか。

福井専門委員 若干の御報告をいただいています。要するに、検討事項の非常に大きな項目や調査事項中のごく一部についてこういうことをやりましたという報告はいただいておりますが、それで課題が解決したとか、あるいは明らかになったというわけでは決していない状況です。

林副大臣 国交省は検討は終了したという認識ですか。

福井専門委員 先方は、かなりの部分については終わったからもうやることはない、要するにこれ以上の検討は基本的に必要がない、問題は収束したというのが先方の御主張です。

草刈議長 どうぞ。

萬谷企画官 先日、ワーキングの方で、この問題を取り上げさせていただきまして、実際にそのときには、かなり先生がおっしゃったように隔りがあったのでございますけれども、その後、また事務局の方で国交省と調整を重ねまして、検討しないとまでは言っておりません、それ以降、前進しているところもありますので、またちょっと個別に御相談させていただければと思っております。

草刈議長 国交省はそういうところがあるんですか。

林副大臣 担当者が代わってしまったのではないですか。

福井専門委員 そうです。課長が代わって、かなり方針が変わったということはあるようです。

草刈議長 もうちょっと上のレベルをつかまえて話をするとか、そういうふうにしめようよ、必要ならば、私がやらせていただきます。

大橋専門委員 国土政策全般に関係することならば、官房を呼んだらどうですか。

福井専門委員 そういう話もしております。

林副大臣 そういうことをおっしゃっていると、いずれそういうことになってしまいますよということを先方にお伝えしたらどうですか。

草刈議長 では、この問題は、萬谷さん、よろしく願います。あと、ほかに何か御意見あるいはコメント等があれば、どうぞ。

福井専門委員 雇用分野について、労働契約法制に当たっての念押しが書かれているんですけども、今後どういう手続になるのか、要するに労働契約法制の進捗とこの答申のフォローアップとの関係がどうなるのかという点で若干気になる点があります。

これを言い放しにするという形になりますと、法案の作成が、どういう進捗や内容にな

るかについて、必ずしもコミットできないという形になりかねない。そうすると、具体化のときに相当な法案作成の裁量が発揮されて、答申の趣旨が十分には貫徹できなくなるという可能性もありますので、今後の段取り、特に労働契約法制の法案の決定内容のチェック、さらに法案が次期通常国会に出ない場合のさらなるフォローアップなどについて、少し詰めた議論をしておいた方がよいのではないかと思います。

岩村企画官 かしこまりました。現段階では、法案提出ということで、今の段階では進んでいまして、先方のとりまとめも年末ぎりぎりのタイミングになるということですので、その辺りも見ながら先生の御指摘を受け止めてやらせていただきたいと思います。

福井専門委員 その場合に、労働契約法制の中身について、きちんと協議を受けて、細部にわたって、答申の趣旨が具体的に反映されているかどうかを事前にチェックするという手続きが極めて重要だと思います。その点についてくれぐれも留意をいただきたいと思います。

草刈議長 どういう意味ですか、今の労政審でやっているあれですね。

福井専門委員 労働契約法が法案化される予定です。法案化された内容が、この答申の趣旨に即したものであるかどうかというのは、かなり条文の細部までよく見ないと判定できないわけです。そこについては、よくウオッチしていないと、この趣旨が貫徹されない可能性も大いにあります。そのことに配慮すべきではないかという趣旨です。

草刈議長 まだディスピュートになっている部分も結構あるんだろう。

岩村企画官 はい。

草刈議長 その辺の見極めがタイミングとどういうふうに合うかということもあるんだと思うんです。

福井専門委員 いずれにせよ、労政審で決まって閣議決定され、国会に提出されると、それ以降の段階でこの答申とは違う法案ができたことが仮に判明したからといって、事後的に修正を求めるということは、多大な労力、時間等の取引コストがかかりますので、やはり法案を出す前に、内閣として決める時点でちゃんと事前にコミットすることが手続的に極めて重要ではないかと思います。

志太委員 春と秋の提案をいろいろ募集しているわけなんですけれども、何百と出ていますが、それがこの答申にどれだけ盛り込まれたかということのデータをまとめていただきたいと思うんです。

草刈議長 先ほど、萬谷君のところでは何かありましたね。

萬谷企画官 金融分野につきましては、「あじさい」「もみじ」の項目を拾う形で検討させていただきまして、その結果、反映できるものは反映させていただいているところでございます。

草刈議長 志太さんのおっしゃっているのは、ばらまかれていますね。それをまとめてどういうふうな形でトータルとして反映できているのか、それをまとめて示してくれとい

うことですね。

志太専門委員　そういうことです。

草刈議長　それは、よろしいですかね。

田中室長　わかりました。最終的に答申が皆さんのこれからの御努力で決まって、どこまでというのができますので、その最終答申がまとまりました後に精査チェックしてとりまとめたいと思います。

草刈議長　そういうことで、よろしいですか。

志太委員　はい。

草刈議長　ほかにどうぞ、まだ5分ほど時間がございます。

どうぞ。

大橋専門委員　中身の話ではないんですが、膨大な内容が入っていますから、当然事務局においては、この概要版というのをつくることになっているのでしょうか。

田中室長　勿論、要旨の説明もございまして、今日は間に合っておりません。内容はどんどん動いてございますので、一応、要旨というものをつくる予定でございます。

大橋専門委員　是非概要版をつくってください。

草刈議長　最後に、分厚いものの上に必ずくっつけてやっているものでしょう。それは必ずやっていただけると私も了解しています。

どうぞ。

本田委員　基本的にこのメンバーでの3年間というのがどういうことであったのかという概要版も室長の方でお考えでいらっしゃるのでしょうか。

田中室長　もしかしたらこれは事情があって、記録から後で除いていただくかもしれないけれども、明日、議長に経済財政諮問会議に行っていただいて状況を説明していただきます。経済財政諮問会議の委員も代わりましたので、そちらの方からもこれまでの取組み、それから今後の課題というものを明示してほしいという御要請がありましたので、そういうものを何らかつくりたいかなければいけないだろうと思ってございます。

今年決まったものについて、関係方面の御了承をいただくということが優先しておりますので、御意見は前向きに考えていきたいと思えます。

本田委員　前向きにお考えいただけるようであれば、成果を強調するという考え方と、結構継続、積残しがあるというのを出すという考え方と2つあると思えます。このどちらでいくのかというのは、委員の間でいろいろ御意見があるのではないかと思います。そこは議論の上で、まとめの労を執っていただいた方がいいかなと思っております。個人的には、どちらかという、成果強調よりは、まだ結構継続審議のものが多い、を御強調いただくのも1つの方法かなと思っております。

田中室長　御意見として、まさにそういう方向だろうと思えます。

草刈議長　当たり前の話だけれども、両方要るんだと思うんです。それで、一応、明日お話をするとき、3分だか5分とかでやれと言われているので余りしゃべられない

んだけれども、とにかく3年間の総括みたいなことは、やはりきちんとやっておこうかなと思っております。

それから、この中にも、さっき鈴木代理がおっしゃったように、例えば医療の株式会社の問題というのは、残念ながら今回まだできていませんよというのを送り状できちんとやっておかなければいけない。というのは、できなかったものは、この中にも相当入れ込まないとまずいと思っているんです。ということで、この辺は事務局の田中さんと井上さんを中心にちょっと考えてもらって、それに皆さんにまた必要ならば協力していただくということだと思えます。

志太委員 現場の方で、こちらの成果として認めたわけではないんですけども、OKになったものは役所からは結構出てくるんです。その場合に、そういうことを言いますと、それは我々は前から考えていたことだから関係ないよ、我々がやったんだという言い方のものが幾つか現場では見られるんです。

そういうものは、どういうふうにするのか、それはそれで結果的にはいいということで我々は黙っていていいのか。そういうこともあるということ、何かのところで、こういう中に入れていただくといいんじゃないかという感じがします。どういう言い回しがいいかはわかりませんがね。

田中室長 おっしゃるとおりでございます、「あしさい」「もみじ」で新規に本部決定する項目は少ないんでございますけれども、実はおっしゃるように、現行法制でできるものが、現場ではそうでなく受け止められていたということで、この件数が相当に上ります。

私どもは説明に当たっては、党の方、その他におきまして、これは重要なんだと、それがここで審議してそうだとということがわかることによって、当会議のホームページに掲載されたりすることによって、利用者の方々、それを実際にコピーして持っていけば、現場のことで本省はちゃんとこう考えているんだということがわかるわけで、要するに対抗要件になるわけでございまして、これは非常に重要なことだと政治家の先生方にもアピールをしておいて、そうだとするに御賛同いただいています。

そういった辺りも、実は我々の成果なんだと、こういう作業をやっていなければ埋もれてしまっている作業なんだということは、是非強調して宣伝していきたいと思えます。

志太委員 そういうことと、実際に、今までの規則ではだめなんだと言われていながら、いつの間にかOKになっているケースがあるんです。そういう質問をしますと、いや我々も前から考えていたからそうしたんだというような発言になる。それはそれで結果的にいいんだけれども、今のものと、そういうものと2つあるということです。

鈴木議長代理 そういうのがよくやる手なのだけれども、そう、だけれどもそれは私は知らない、国民全部が知っていることだろうかというので、広く周知させよということで取り込んでくるというやり方も一つのやり方としてありますね。お役人は知っているか知りませんが、国民は知らないというのは幾らでもありますからね。

志太委員 ですから、こういう正式なペーパー以外の何かのペーパーがあると非常にいいなということは感じますね。

草刈議長 ほかによろしゅうございますか。今日が多分実質的なお話の最後になると思いますので、まだ少し時間がございますけれども、何かありましたらどうぞ。

とりあえず、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

草刈議長 今の話の逆のことを一つ申し上げますと、昨日の公開討論をやったときにアンケートというのをやったんですけれども、それで実に驚くべきことが教育委員会のアンケートから返ってきているんです。

というのは、文科省が学校選択制度というのは、勿論、各行政がやるか、やらないか、それを決めるわけです。これは全体の制度としてはそんなですけれども、ただ、行政がこの学校に行きなさいといったときに、意見を言うということは今でも担保されているんです。けれども、それをちゃんと聞くことができるなんて書いてあるから、聞く義務があるということにしろという議論をしたんだけれども、結局それはそこまでにいかなかったんですが、しかし、取り分けいじめと通学の利便性とクラブ活動等の学校の活動、この3つについては意見を聞かなければならないということを通達として文科省が出しているんです。

それで、余りちゃんと出してないだろうということで、今年の夏にもう一回出せと出して出させて、にもかかわらず、びっくりしたのは、教育委員会の受け止め方というのは、いじめというのは100%ちゃんと修正しようと思えばできるものである。したがって、いじめを理由に転校させるという気はさらさらありませんなんて答えが返ってきて、これは通達違反じゃないかと、通達行政がいいかどうかは別にしてですね。そういうふざけた対応をしているところも逆にあたりしまして、本当に相当我々も怒ってそれをぶつけたんです。

福井専門委員 それは法令違反です。要するに法解釈でそうなっているわけですから、それを無視することは、執行者の裁量ではなく、法令違反になります。

草刈議長 そういうことで、一つの例ですけれども、よけいなことを申し上げましたが、そろそろ時間でございますので、これからもう少し、あと何日か1週間、2週間でございますが、最後のところで是非頑張ってください、できるだけいいものを、より一層いいものをつくっていただくように最後の努力をお願いしたいと思います。

事務局から何かありますか。

井上参事官 特にございません。

草刈議長 それでは、事務局から特にないようですので、これで終わらせていただきます。この後、2階の第2共用会議室で記者会見を行うことになっていますが、皆様におかれましては、お忙しい中、御参集を賜わりまして誠にありがとうございました。今日はこれで終了します。

どうもありがとうございました。